

広島市北部地区学校給食センター（仮称）の附帯施設の運用について

1 概要

広島市北部地区学校給食センター（仮称）は、安佐市民病院跡地活用推進協議会です承された跡地全体の活用コンセプトを踏まえ、単なる調理場ではなく、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる機能も備えた施設にすることとしている。

このため、施設の2階の一部（食育・地域交流に係る附帯施設）は、住民の様々な活動にも利用できるよう地方自治法の規定に基づく「公の施設」に位置付け、本市の条例で施設の設置及びその管理に関する事項を規定する予定である（令和7年9月条例制定予定）。

区分	面積	用途	諸室等
学校給食センター [1階・2階の一部]	4,924.43 m ²	公用	調理場、市職員・事業者用事務室等
食育・地域交流に係る附帯施設* [2階の一部]	815.01 m ²	公共用	研修室、調理実習室（キッチンスタジオ）、見学・食育展示スペース等
合計	5,739.44 m ²	—	—

※以下「附帯施設」という。

2 附帯施設の運用のイメージ

項目	内容																
(1) 諸室等	次の諸室等を備える（レイアウトは別紙参照）。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>諸室名</th> <th>面積</th> <th>使用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 1室（可動間仕切り壁で3分割可能）</td> <td>182.29 m²</td> <td rowspan="2">予約制</td> </tr> <tr> <td>調理実習室（キッチンスタジオ） 1室</td> <td>85.99 m²</td> </tr> <tr> <td>見学・食育展示・オープン・休憩スペース</td> <td>463.14 m²</td> <td rowspan="2">予約不要</td> </tr> <tr> <td>男女・多目的トイレ、授乳室</td> <td>83.59 m²</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>815.01 m²</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	諸室名	面積	使用方法	研修室 1室（可動間仕切り壁で3分割可能）	182.29 m ²	予約制	調理実習室（キッチンスタジオ） 1室	85.99 m ²	見学・食育展示・オープン・休憩スペース	463.14 m ²	予約不要	男女・多目的トイレ、授乳室	83.59 m ²	合計	815.01 m ²	—
	諸室名	面積	使用方法														
	研修室 1室（可動間仕切り壁で3分割可能）	182.29 m ²	予約制														
	調理実習室（キッチンスタジオ） 1室	85.99 m ²															
	見学・食育展示・オープン・休憩スペース	463.14 m ²	予約不要														
男女・多目的トイレ、授乳室	83.59 m ²																
合計	815.01 m ²	—															
(2) 使用時間等	使用時間：午前9時から午後9時まで																
	休館日：・毎週月曜日 ※ただし、国民の休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館日とする。 ・12月29日から翌年1月3日まで																

項目	内容						
(3) 使用料	<p>【使用料の金額】</p> <table border="1" data-bbox="491 320 1474 506"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 320 772 383">区分</th> <th data-bbox="772 320 1474 383">金額設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 383 772 445">研修室</td> <td data-bbox="772 383 1474 445">金額は類似施設を参考に設定する予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 445 772 506">調理実習室</td> <td data-bbox="772 445 1474 506">(1室につき1時間までごとに設定する。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※研修室を区分してその3分の2又は3分の1を使用する場合の金額は、1室の使用料として定める額のそれぞれ3分の2又は3分の1の額とする予定</p> <p>【使用料の減免】</p> <p>本市等が主催する事業や、地域団体等が施設の設置目的に沿った活動に使用するとき、使用料の減免基準を設定する予定</p>	区分	金額設定の考え方	研修室	金額は類似施設を参考に設定する予定	調理実習室	(1室につき1時間までごとに設定する。)
区分	金額設定の考え方						
研修室	金額は類似施設を参考に設定する予定						
調理実習室	(1室につき1時間までごとに設定する。)						
(4) 供用開始日	<p>令和8年1月7日(水)</p> <p>※学校給食提供開始日から供用開始</p>						
(5) 予約・使用等の方法	<p>【予約・使用許可申請方法】</p> <p>施設の2階に設置する市職員用事務室の窓口、電話又はスマートフォン等によるオンラインにより予約・申請し、使用許可の際に使用料を支払う(原則、使用日の3か月前から受付開始)。</p> <p>【使用方法】</p> <p>使用許可時に発行するパスコードを研修室又は調理実習室入口に設置するキーパッドに入力することで、部屋を解錠して使用する。</p>						
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯施設の管理は市職員が行う。市職員が不在となる時間帯の使用案内等は学校給食センターの運営事業者が行う。 ・ 駐車場及び駐輪場 普通車27台・自転車約30台 						

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年9月 条例制定

令和8年1月 供用開始

2階平面図

